

だれもが利用しやすい施設づくり。

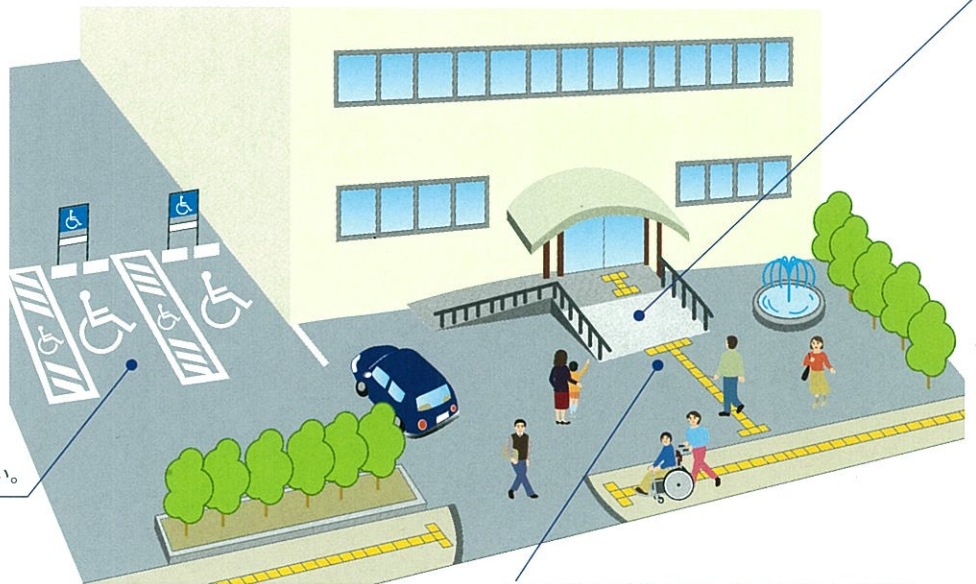
生活関連施設の整備基準の概要

- 建物の出入口に高低差がある場合は、スロープを設けてください。
幅:120cm以上 勾配:1/12以下

◇ 建築物

アプローチ 附属する駐車場

- 通路の幅は120cm以上にしてください。
- 車いす使用者用駐車スペースを設けてください。
 - ・ 建物の出入口に近い位置にしてください。
 - ・ 車いす使用者用であることを表示してください。



- 視覚障害者用ブロックを敷設してください。
 - ・ 敷地の境界から玄関まで
 - ・ 階段、スロープの上端及び下端



- ・ 車いす使用者が利用しやすい受付カウンターにしてください。

玄関

- 出入口の幅は80cm以上にしてください。
- 出入口の戸は自動ドアなど、車いすで通行しやすいものにしてください。
- 出入口は車いすで通行できるよう段を設けしないでください。
- 玄関から受付まで視覚障害者用ブロック等を敷設してください。
- 館内案内板は点字の表示もしてください。

廊下

- ・ 各室の出入口の幅は、80cm以上にしてください。

- 廊下の幅は120cm以上にしてください。
- 床材はすべりにくいものにしてください。
- 廊下に高低差がある場合は、スロープを設けてください。



・ 視覚障害者用ブロック

階段

- 階段には手すりを設けてください。
- 原則として回り階段にしないでください。
- 表面はすべりにくいものにしてください。
- 段鼻部分は踏面やけあげ部分と区別しやすく、つまづきにくいものにしてください。

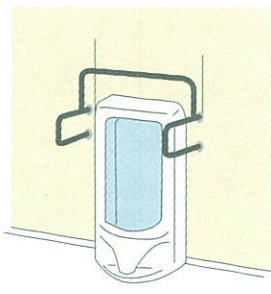


トイレ

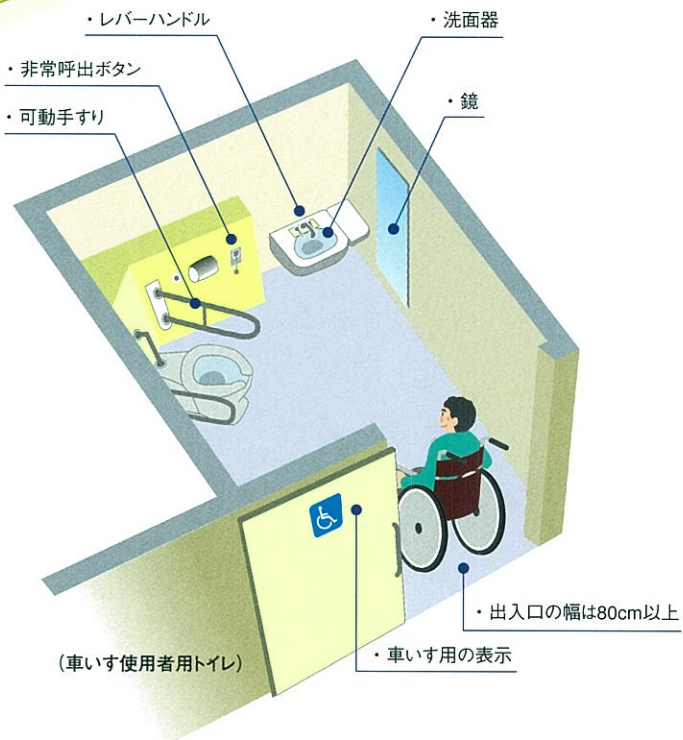
- 各階に手すり付腰掛式トイレを1ヵ所以上設けてください。
- 各階に手すり付床置き式小便器を1ヵ所以上設けてください。
- 建物には、車いす使用者用トイレを1ヵ所以上設け、車いす用であることを表示してください。



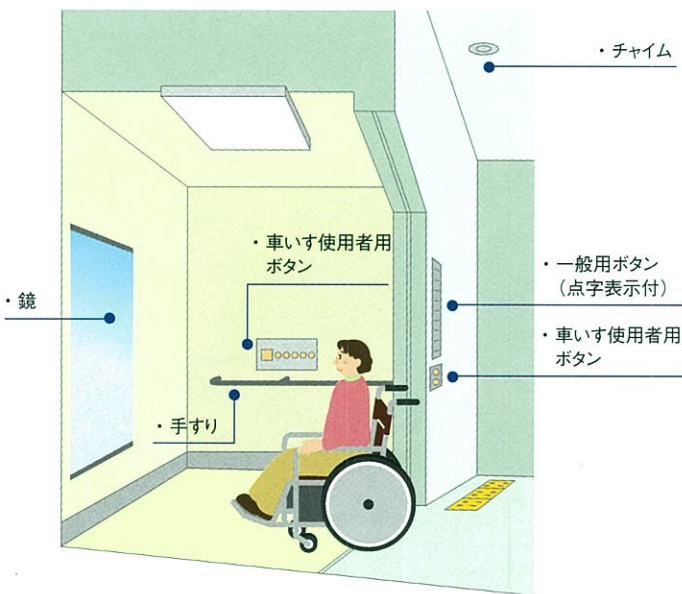
(手すり付腰掛式トイレ)



(手すり付床置き式小便器)



(車いす使用者用トイレ)



エレベーター

- 乗降ロビーは150cm×150cm以上の大きさにしてください。
- 出入口の幅は80cm以上にしてください。
- 内部の床面積は1.83m²以上で、車いす使用者が転回できる形状にしてください。
- 奥行きは135cm以上にしてください。
- 音声案内装置、停止予定階表示、手すり、鏡を設けてください。
- 制御ボタンは点字表示付にしてください。

◇ 建築物以外の公共交通機関の施設

- 改札口からプラットフォームまでの経路は、高齢者、障害者等が安全で円滑に通行できるようにしてください。

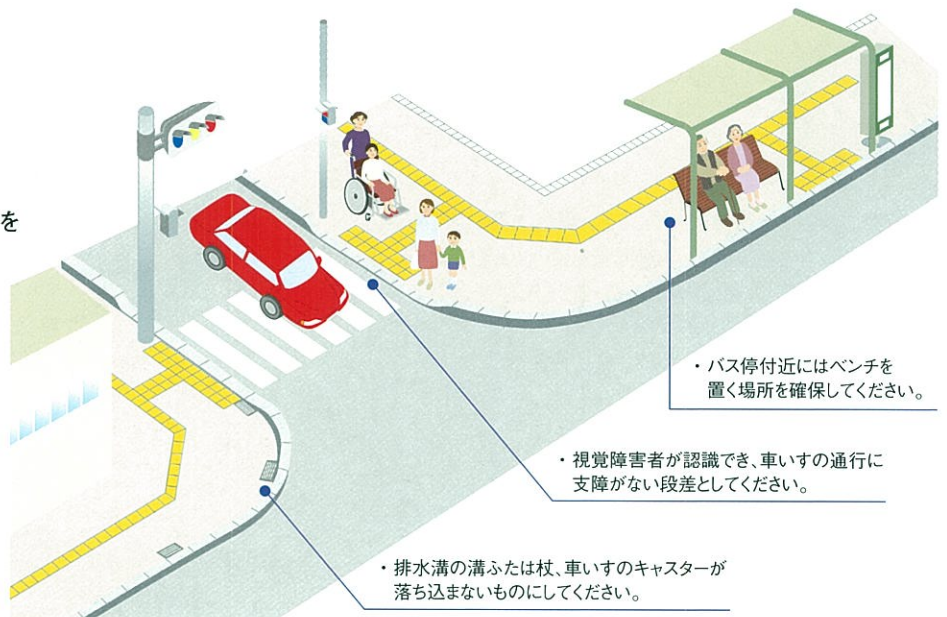
・ 視覚障害者用ブロック



・ 一カ所以上の改札口の幅は80cm以上にしてください。

◇ 道 路

- 幅員は200cm以上にしてください。
(自転車・歩行者道は300cm以上)
- 必要に応じて視覚障害者用ブロックを敷設してください。



・ バス停付近にはベンチを置く場所を確保してください。

・ 視覚障害者が認識でき、車いすの通行に支障がない段差としてください。

・ 排水溝の溝ふたは杖、車いすのキャスターが落ち込まないものにしてください。

◇ 公 園 等

- 出入口・園路の幅は120cm以上にしてください。
- 園路は高齢者、障害者等が安全で円滑に通行できるようにしてください。

・ 車止め柵の幅は90cm以上にしてください。



・ 案内板を設けるときは高齢者、障害者等にわかりやすいものにしてください。

・ 車いす使用者用駐車スペースを一カ所以上設けてください。